

高知県公報	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
告 示	
○保安林の指定予定の通知（7件）（治山林道課）	1
○道路の区域変更（2件）（道 路 課）	2
◎告示（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）の一部改正（建築指導課）	2
○高知県収入証紙売りさばき人の指定（会計管理課）	2
公 告	
○土地改良区の設立認可の適否決定（農業基盤課）	3
○土地改良区の役員の就退任（ 〃 ）	3
○土地改良区の定款変更の認可（ 〃 ）	3
○林業種苗法による生産事業者の登録（木材増産推進課）	3
落札公告	
○落札者等の公告（情報政策課）	3

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第675号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 令和2年8月7日  
高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
土佐市用石字下ノ谷山2238の2
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字下ノ谷山2238の2（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第676号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 令和2年8月7日  
高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
長岡郡大豊町立川上名字ウメガタニ1855の15、1855の41、1855の69
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字ウメガタニ1855の15・1855の41（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第677号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 令和2年8月7日  
高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
長岡郡大豊町立川下名字シシアソビ820、1917の6
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字シシアソビ1917の6（次の図に示す部分に限る。）
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第678号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 令和2年8月7日  
高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
土佐郡土佐町東石原字小休場191、2794、2797の1、2797の2
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字小休場191・2794・2797の1・2797の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第679号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 令和2年8月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所  
土佐郡土佐町田井字上杉ナロ2167の1
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上杉ナロ2167の1 (次の図に示す部分に限る。)
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第680号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年8月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡佐川町中組字立石1367、1368、字南立石1369の1、字長ミヨ1851の1、1852の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字立石1367・1368・字南立石1369の1・字長ミヨ1851の1・1852の1 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び佐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第681号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年8月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡佐川町本郷字城ノ岸4160、4162
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字城ノ岸4160・4162 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び佐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第682号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年8月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	前	7.3	164

安芸郡北川村久木字久木日ノ地897番36		29.1	
	後	48.9 75.1	164

**高知県告示第683号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年8月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐清水宿毛
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市下ノ加江字水谷山3338番17から 土佐清水市下ノ加江字水谷山3338番15まで	前	3.8 6.7	198
	後	9.9 26.3	198

**高知県告示第684号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成27年7月高知県告示第413号（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）の一部を次のように改正する。

令和2年8月7日

高知県知事 濱田 省司

3(7)中「神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル8階」を「神奈川県横浜市西区高島二丁目12番6号 崎陽軒ビルヨコハマ・ジャスト1号館7階」に改める。

**高知県告示第685号**

高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）第5条第1項の規定により、次のとおり売りさばき人を指定した。

令和2年8月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
高知市神田500番地1  
株式会社rebooot  
代表取締役 中川 省吾
- 2 売りさばき所の所在地及び名称  
高知市大津乙1008番地3  
ファミリーマート高知大津バイパス店
- 3 指定年月日  
令和2年8月7日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、青木正雄ほか17名からの庄毛土地改良区の設立認可の申請は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
令和2年8月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 縦覧に供する書類
  - (1) 土地改良事業計画書の写し
  - (2) 定款の写し
- 2 縦覧期間  
令和2年8月7日から同年9月7日まで
- 3 縦覧場所  
室戸市役所
- 4 その他  
この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、中村市大用土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。  
令和2年8月7日

高知県知事 濱田 省司

役名 (退任)	氏 名	住 所
理事	佐竹 等	四万十市大用498番地1
〃	伊勢脇精藏	〃 〃 521番地
〃	森本 深	〃 〃 700番地の33
〃	佐竹 洋和	〃 〃 382番地1
〃	面村 浩司	〃 〃 274番地2
〃	坂本 隆文	〃 住次郎1349番地2
監事	平野 正	〃 大用261番地
〃	伊勢脇 猛	〃 〃 562番地7

- (就任)
- 理事 伊勢脇精藏 四万十市大用521番地
- 〃 佐竹 等 〃 〃 498番地1
- 〃 森本 深 〃 〃 700番地の33
- 〃 佐竹 洋和 〃 〃 382番地1
- 〃 面村 浩司 〃 〃 274番地2
- 〃 坂本 隆文 〃 住次郎1349番地2
- 監事 平野 正 〃 大用261番地
- 〃 戸田 康幸 〃 〃 43番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中村市大用土地改良区の定款の変更を令和2年7月21日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年8月7日

高知県知事 濱田 省司

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の生産事業者の登録を令和2年6月29日に次のとおり行った。

令和2年8月7日

高知県知事 濱田 省司

登録番号	生産事業者の氏名又は名称	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
1568	小松 周平	香美市香北町美良布1541番地	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	小松 周平 香美市香北町美良布1541番地

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和2年8月7日

- 高知県知事 濱田 省司
- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
第3次庁内クラウド整備委託業務 一式
  - 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県総務部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館
  - 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年6月23日
  - 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社S T N e t 香川県高松市春日町1735番地3
  - 5 随意契約に係る契約金額  
656,617,500円
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
  - 7 随意契約によることとした理由  
政令第11条第1項第1号に該当するため